

令和5年度 滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画・予算

国保連合会通常総会



橋川涉理事長

滋賀県国民健康保険団体連合会通常総会

令和5年度事業計画、歳入歳出予算等について可決・決定される

2月20日、アヤハレークサイドホテルにて、滋賀県国民健康保険団体連合会通常総会を開催しました。開会にあたり、橋川涉理事長（草津市長）より挨拶を行いました。

続いて橋川理事長を議長に選出し、小西理近江八幡市長と久保久良多賀町長を議事録署名者に指名、議事に入りました。議事では、令和5年度事業計画および歳入歳出予算についてなど11議案、1報告の審議が慎重に行われ、全議案が原案通り可決・決定されました。また、議案のほか、本会の第4期中期経営計画についての説明を行いました。

I

基本方針

わが国の国民健康保険制度は、制度創設から国民皆保険制度の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献してきました。

しかしながら、近年は、被保険者の高齢化と医療費の増大、所得水準の低い被保険者が多い中にあって、保険料（税）の負担率が高いという構造的な問題に直面しており、加えて、長引く新型コロナウイルス感染症による被保険者の収入の減少による影響など、極めて厳しい財政運営が続いております。

このような状況の中、滋賀県においては、持続可能な国民健康保険の運営を基本理念とした第2期滋賀県国民健康保険運営方針が策定され、保険料負担と給付の公平化等の方向性に基づいた取り組みが進められており、本会は市町事務の共同事業の実施による効率化等の役割を一層充実していく必要があります。

一方、本会は、行政機関からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政策の実施について、様々な支援を行ってまいりました。引き続き、国保連合会のノウハウを活用した支援業務を実施していくことが求められています。

こうした時期にあつて、本会としては、保険者および広域連合の信頼と負託に応えるため、次の二つの基本方針で臨むことをいたします。

一大きく変化する医療・介護・障害者総合支援各制度を的確に把握し、適切な対応が図れるよう努め、「審査支払業務の専門集団」としての役割に加えて、「地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団」として、保険者の皆様等から認めいただけるよう努力してまいります。

二 現在の保険者のきわめて厳しい財政事情を十分理解し、保険者とは運命共同体であるとの認識のもと、業務の効率的・効果的執行に心がけるとともに、保険者の負担軽減を図り「最小の経費で最大の効果」が得られるよう、中期経営計画（令和5年度～令和7年度）の目標達成に向けて職員が一丸となり、計画的に取り組んでまいります。

この二つの基本方針のもと、大きくは次の三本柱の事業に取り組んでまいります。

一つ目は、保険者事務の支援として、滋賀県国民健康保険運営方針に基づく「市町事務の効率化等の取組の推進」や「後期高齢者医療業務の効率化に向けた受託業務の拡充」について、これまで培ってきた「ノウハウ」等が最大限活用できるよう、一層の支援・拡充に取り組みます。

二つ目は、保険者が行う保健事業について、P D C Aサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業が展開できるよう、

保健事業支援・評価委員会の開催や国保データベース（KDB）システム等を活用した評価・データ分析等の保険者支援を行います。併せて「高齢者の保健事業と介護予防の「一体的実施」についても積極的に支援を行います。

Ⅱ
重點目標

- （令和5年度）の推進

（令和7年度）の推進

国保制度の改善強化と財政安定化

対策の推進

診療報酬の適正かつ迅速な審査支払と審査の充実

保険者共同事業の充実および後期高齢者医療広域連合からの受託業務の拡充

保険者等が行う保健事業に対するヘルスサポート事業の充実

介護保険給付費の適正な審査支払および適正化対策事業の推進と障害者総合支援給付等の適正な審査支払

個人情報保護および情報セキュリティ対策の強化

事業実施事項

1 本会の運営に関する事項

(1) 総会・理事会の開催

本会の事業計画・予算および事業

報告・決算について、総会、理事会、監事会、会計監査予備調査、国保主管課長会議等を開催します。

三つ目は、基幹業務である審査の充実に向けた取り組みとして、厚生労働省・支払基金・国保中央会三者連名による「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、全国の国保連合会等とともにコンピュータチエックの共通設定および審査基準の統一化を図ります。

(2) 本会経理の透明化

模式会計による会計処理や監査法による外部監査、監査室による内部監査の強化により、会務の一層の適正化・透明化を図ります。

（第8期）総合監査報告書

（令和5年度～令和7年度）の推進

- 目標」について、職員が目的意識を持ち一丸となり目標達成に向けて取り組みます。また、「中期経営計画推進会議」を開催し、計画の進捗管理・評価を行います。

(4) 個人情報の保護および情報セキュリティ対策の強化

大切な情報資産を安全に運用管理するため、組織全体で情報セキュリティ対策の強化（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））に取り組み、個人情報を含む情報資産の適切な管理に努めます。

2 国民健康保険制度の改善強化と財政安定化対策の推進に関する議題

推進に関する事項

(1) 国民健康保険制度への対応

①県に設置される滋賀県国民健康保険市町連携会議等に参画し、保険者および関係機関との連携を密にします。

卷之三

(4) 塚ならびに各市町の医療費適正化など保険者努力支援制度の指標に対する保険者の取り組みを引き続き支援します。具体的には、保険者共(通)国保固有および都道府県分の各指標の達成に資するよう、研修会や共同事業および個別支援を実施します。

(2) 国保制度改善強化全国大会への参加

国保財政の安定と制度改善を図るため、関係団体と協調して、国保制度の基盤強化・給付と負担の公平化、国保事業に対する助成の拡充・強化

等について、国保制度改善強化全国大会に参加するなど要請活動を行い、その実現に努めます。

(3) 国保事業充実強化推進に関する取り組み

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

- ① 収納率向上対策
- ② 医療費適正化対策
- ③ レセプト点検事務共同事業、第三者行為求償事務共同事業、第三医薬品の使用促進等、医療費適正化対策に努めます。
- ④ 保健事業の推進
- ⑤ 保険者協議会や関係機関と連携し、保険者が行う保健事業を支援します。
- ⑥ また、月間を設定し、被保険者の健康意識の向上を目的とした啓発を行います。

収納率向上のための研修会を開催するとともに、月間を設定し、国保加入者の納付意識の向上を目的とした啓発を行います。

② 医療費適正化対策

レセプト点検事務共同事業、第三者行為求償事務共同事業および後発医薬品の使用促進等、医療費適正化対策に努めます。

③ 保健事業の推進

保険者協議会や関係機関と連携し、保険者が行う保健事業を支援します。

また、月間を設定し、被保険者の健康意識の向上を目的とした啓発を行います。

④ 国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

ており、令和5年度は、令和6年4月本稼働予定のシステム機器更改に向けた準備として、関連するクライアント端末、外付けシステム等の更改を行います。

また、「審査支払機能に関する改革工程表」実現のための国保総合システム更改に係る開発・運用経費について、保険者や被保険者に負担が生じないよう、全国の国保連合会ならびに国保中央会と一体となって国庫補助の確保に向けて全力で取り組みます。

さらに、段階的なクラウド化に伴う一時的な費用の増大に備えるためICT積立資産の造成を図ります。

なお、令和5年4月審査（3月診療）分から入院外レセプトは対象外となり、また、特定機能病院の入院レセプトは、対象点数が35万点以上に引下げられます。

（4）**超高額レセプトの審査**

国保中央会に設置された特別審査委員会に審査を委託します。

医科38万点（心臓疾患は70万点）以上および歯科20万点以上のレセプトが対象となります。

なお、令和5年4月審査（3月診療）分から入院外レセプトは対象外となり、また、特定機能病院の入院レセプトは、対象点数が35万点以上に引下げられます。

（5）**再審査部会の開催**

再審査部会を毎月1回開催し、保険医療機関等からの再審査申立てに適正に対応します。

（6）**審査委員会の研修**

① 近年の医学・医術に即したテーマを中心に行なった学術講演会（年2回）を開催し、委員の資質の向上を図り、適正な審査に努めます。

② 審査上のワンポイントレッスンを開催し、審査委員相互の連携および審査の充実強化に努めます。

③ 厚生労働省開催の社会保険指導者講習会に、医科・歯科それぞれの代表委員を派遣します。

（7）**審査結果の不合理な差異解消に向けた審査委員会との連携**

「審査支払機能に関する改革工程表」に示された都道府県の審査基準の重複や整合性の整理を行うため、地区別審査委員会会長会議において情報提供を行うとともに、全国審査委員会会長連絡協議会での協議・承認について迅速に対応できるよう、審査委員会との連携強化に努めます。

（8）**コンピュータチェックの充実および統一に向けた取り組み**

ICTを最大限活用したコンピュータチェックを効率的・効果的に用いた取り組み強化として、審査基準の統一化と併せて、全国の国保連合会等とのコンピュータチェックの共通設定を図り、より一層の審査の適正化と保険者再審査の減少に努めます。

（9）**審査事務共助職員の資質の向上**

職員の資質の向上を図るために、職員研修の内容の充実を図るとともに、国保中央会が主催する「審査事務共助知識力認定試験」を受験します。

（10）**関係団体との連携**

① 保険医療機関等の指導監督部署と審査支払機関とが連携を強化し、情報の共有化を図るための「滋賀県診療報酬

科部会に常務処理審査委員を配置します。

（3）**審査専門部会の開催**

審査専門部会を毎月1回開催し、高点数レセプトの適正な審査に努めます。

（4）**超高額レセプトの審査**

国保中央会に設置された特別審査委員会に審査を委託します。

医科38万点（心臓疾患は70万点）以上および歯科20万点以上のレセプトが対象となります。

なお、令和5年4月審査（3月診療）分から入院外レセプトは対象外となり、また、特定機能病院の入院レセプトは、対象点数が35万点以上に引下げられます。

（5）**再審査部会の開催**

再審査部会を毎月1回開催し、保険医療機関等からの再審査申立てに適正に対応します。

（6）**審査委員会の研修**

① 近年の医学・医術に即したテーマを中心に行なった学術講演会（年2回）を開催し、委員の資質の向上を図り、適正な審査に努めます。

② 審査上のワンポイントレッスンを開催し、審査委員相互の連携および審査の充実強化に努めます。

③ 厚生労働省開催の社会保険指導者講習会に、医科・歯科それぞれの代表委員を派遣します。

（7）**審査結果の不合理な差異解消に向けた審査委員会との連携**

「審査支払機能に関する改革工程表」に示された都道府県の審査基準の重複や整合性の整理を行うため、地区別審査委員会会長会議において情報提供を行うとともに、全国審査委員会会長連絡協議会での協議・承認について迅速に対応できるよう、審査委員会との連携強化に努めます。

（8）**コンピュータチェックの充実および統一に向けた取り組み**

ICTを最大限活用したコンピュータチェックを効率的・効果的に用いた取り組み強化として、審査基準の統一化と併せて、全国の国保連合会等とのコンピュータチェックの共通設定を図り、より一層の審査の適正化と保険者再審査の減少に努めます。

（9）**審査事務共助職員の資質の向上**

職員の資質の向上を図るために、職員研修の内容の充実を図るとともに、国保中央会が主催する「審査事務共助知識力認定試験」を受験します。

（10）**関係団体との連携**

① 保険医療機関等の指導監督部署と審査支払機関とが連携を強化し、情報の共有化を図るための「滋賀県診療報酬

科部会長会議、常務処理審査委員連絡会議および審査委員連絡協議会にそれぞれ該当委員を派遣します。

（3）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（4）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（5）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（6）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（7）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（8）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（9）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（10）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（11）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（12）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（13）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（14）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（15）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（16）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（17）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（18）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（19）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（20）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（21）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（22）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（23）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（24）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（25）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（26）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（27）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（28）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（29）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（30）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（31）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（32）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（33）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（34）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（35）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（36）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（37）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（38）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（39）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（40）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（41）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（42）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（43）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（44）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（45）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（46）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（47）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（48）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（49）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（50）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（51）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（52）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（53）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（54）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（55）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（56）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（57）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（58）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（59）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（60）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（61）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（62）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（63）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（64）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（65）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（66）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（67）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（68）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（69）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

（70）**国保事業充実強化推進に関する取り組み**

国保保険者を支援するため、次のことを実施します。

適正化連絡協議会」へ参加します。

必要に応じて社会保険診療報酬支払

基金滋賀審査委員会事務局（以下「支払基金」という）と情報交換を行います。

(3) 地方厚生(支)局を中心、支払基金および国保連合会を構成員とした「オンライン資格確認の普及に向けた連携会議」に参画し、現状や進捗状況の共有をするとともに、課題の分析や対応方法の議論を行うなど、積極的に関わります。

等」という。)の適正な審査支払を行っています。また、その他療養費(治療用器具等)の審査を行います。

③柔道整復施術療養費、あはき療養費等の適正化のため、患者調査および調査後の効果測定に必要な情報を保険者に提供し、保険者支援を図ります。

(13) **出産育児一時金等の直接支払**

保険者から委託を受けた出産育児一時金等の保険医療機関等への直接

(14) 支払に係る事務を実施します。
原審査時およびレセプト点検時の
資格確認について

①原審査時の資格確認
オンライン資格確認等システムによ
り、一三条件を満たす者（ア）、（イ）

り、一定条件を満たす電子レセプトの資格確認が行われ、資格誤りのある電子レセプトは、正しい保険者へレセプト

ト振替、分割処理がなされます。その他のレセプトについては、資格確認結果に基づく、事務移管を行っていきます。

果に基づく事項修正を行なうとともに、取得前受診、喪失後受診等について、資格情報と照合のうえ、資格誤りがあ

②ノセプト点検寺の資格准認
るものについては保険医療機関等へ連絡後、返戻処理を行います。

原審査時において処理ができないなかつた資格工ラーフの確認作業を行

いります。資格誤りであることが確認できたものは、オンライン資格確認等システムを用いてレセプト振替等、または、保険医療機関等へ確認のう

5
保険者共同事業および
後期高齢者医療事務代行業務
等に関する事項

(2) 特別調整交付金（結核・精神）申請
請に係る市町事務支援
国保に関する諸統計の作成に關すること
共同電算処理事業による基礎データ

り等に活用するための情報提供を行います。また、医療費統計・分析システム（淡海ヒューマンネット）により、疾病構造や地域特性を把握するための資料作成、予算編成期の医療費推計および毎月の医療費の動向等のタイムリーな情報を提供します。

(15) え、返戻処理を行います
被保険者資格喪失者に係る
保険者間調整の実施

(3)被保険者証（兼）高齢受給者証
および医療費通知書、後発医薬品利
用差額通知の作成

⑤国保事業状況報告書（事業年報（月報）・福祉医療費助成事業状況報告

書（福祉月報）・各種補助金資料作成
処理等および諸統計の作成

○前各回のレポートで、隣町の防犯署の日記から、出を受け、蓄積した諸情報を基に

⑧レセプト等の保存管理
⑨国保共通外字の管理および新規外字同定作業

⑨データ集配信システムを活用した全国決済等、業務運用の効率化

⑩ 保険者事務共同電算処理業務運営委員会の開催

⑪特別調整交付金（結核・精神）申請に係る市町事務支援

国保に関する説明書の作成に関すること
共同電算処理事業による基礎データの整備を図るとともに、健康づくり

り等に活用するための情報提供を行います。

また、医療費統計・分析システム（淡海ヒューマンネット）により、疾病構造（地図等）の変遷についての資料

構造や地域特性を把握するための資料作成、予算編成期の医療費推計および毎月の医療費の動向等のタイムリーな情報を提供します。

- ②特定健康診査受診券の作成など保険者等の事務の軽減と効率化を図るための共同事業を実施します。
- ③国への特定健診データの送信業務（法定報告）を行います。
- (2) 保険者への支援**
- ①特定健診・特定保健指導にかかる保険者支援として、国保データベース（KDB）システムや特定健診等データ管理システムを活用し、受診率向上のためのデータ提供（未受診者リスト等）、特定健診等の実施内容・結果の評価・分析等の支援を行います。
 - ②特定健診・特定保健指導担当者説明会を開催します。
 - ③関係機関（医師会・県・被用者保険者等）との円滑な実施に向けた支援を行います。具体的には、特定健診等が県内フリーアクセスで受診できるよう、滋賀県医師会と代表保険者による集合契約の調整を行います。
 - ④生活習慣病予防や早期発見のため、特定健診および特定保健指導の重要性について、さまざまな機会をとらえた啓発を行います。
 - ⑤県が実施する「対象者に合わせた受診勧奨通知のデザイン事業」にかかるデータ提供ならびに評価を行います。

8**調査および研究に関する事項**

従前、国保問題調査研究会で調査、研究していた国民健康保険制度の当面する諸問題については、概ね滋賀県国民健康保険市町連携会議における滋賀県国保運営方針の推進の中でも検討されていることから、本会として連携会議（各部会）に積極的に参画し、保険者の立場になつて問題解決に向けて取り組みます。

9 介護保険事業関係業務に関する事項**(1) 介護給付費の請求に係る審査および支払に関する事務**

- ②特定健診・特定保健指導担当者説明会を開催します。

- ③関係機関（医師会・県・被用者保険者等）との円滑な実施に向けた支援を行います。具体的には、特定健診等が県内フリーアクセスで受診できるよう、滋賀県医師会と代表保険者による集合契約の調整を行います。

- ④生活習慣病予防や早期発見のため、特定健診および特定保健指導の重要性について、さまざまな機会をとらえた啓発を行います。

- ⑤県が実施する「対象者に合わせた受診勧奨通知のデザイン事業」にかかるデータ提供ならびに評価を行います。

(2) 介護サービスに関する苦情処理業務

- 介護保険法の規定に基づき保険者からの委託を受け、介護給付費等審査委員会を開催し、介護保険サービス提供事業所等から提出される介護給付費・地域支援事業の適正な審査および支払に努めます。

- 介護保険法の規定に基づき介護サービスの質の向上を図るために、サービス利用者等からの相談や苦情への適正な対応に努めるとともに、介護サービス苦情処理委員会を開催し、介護サービス事業者に対する調査や不適切なサービスに対する指導・助言を行います。併せて、保険者の苦情対応担当職員を対象とした研修会

(3)**保険者事務共同処理業務**

を開催します。

保険者が行う介護保険の事務処理業務の効率化を目的に以下の共同処理業務を行います。

- ①要介護認定更新支援処理
- ②償還払込付額管理処理
- ③介護給付費通知作成処理
- ④高額介護サービス費支給処理
- ⑤市町村特別給付等支払処理
- ⑥主治医意見書料支払処理
- ⑦認定調査委託料支払処理
- ⑧各種支払支援処理（償還払い・高額介護サービス費）
- ⑨介護給付費縦覧審査処理
- ⑩保険料等の特別徴収に係る経由事務
- ⑪高額医療・高額介護合算制度における支給計算処理
- ⑫その他保険者が必要とするもので連合会が認めた資料の作成処理（介護給付適正化情報提供処理・介護保険事業状況報告・第三者行為求償管理制度等）
- ⑬年金生活支援給付金における所得情報の経由事務
- ⑭介護給付適正化対策事業の実施
- ⑮第5期介護給付適正化計画」に関する指針に基づく保険者における効率的・効果的な適正化対策事業の実施に向けて、介護給付適正化システムによる適正化情報を提供します。
- ⑯要介護認定情報のデータ収集業務
- ⑰介護保険総合データベースへの認定データの提出について、要介護認定情報を保険者から収集し、国保中央会を経由して厚生労働省に送信する業務を行います。

体的な取り組みを推進します。

- ①介護給付適正化システムによる適正化情報の保険者および滋賀県への提供
- ②ケアプラン点検に係る事業所・受給者情報等を保険者へ提供
- ③保険者の担当職員を対象とした適正化に係る研修会の開催
- ④縦覧点検および介護給付と医療給付の突合点検の実施
- ⑤介護給付適正化に係る各種システム活用に向けて、個別訪問による保険者支援を実施

(5) 保険料等の特別徴収に係る経由事務

市町の事務処理の軽減を図ること

を目的に、介護保険料、国民健康保険料（税）および後期高齢者医療保険料の年金特別徴収について、年金保険者と市町の間の経由事務を行います。

(6) 年金生活支援給付金における所得情報の経由事務

保険者の事務処理の軽減を図ること

を目的に、年金生活者支援給付金の給付に必要な年金生活者の所得情報について、年金保険者と保険者の間の経由事務を行います。

(7) 要介護認定情報のデータ収集業務

介護保険総合データベースへの認定データの提出について、要介護認定情報

情報を保険者から収集し、国保中央会を経由して厚生労働省に送信する業務を行います。

(8) ケアプランデータ連携システムに関する業務

介護事業所の業務効率化を図るために構築されたケアプランデータ連携システムの利用に伴い、ライセンス料徴収業務および電子証明書発行業務を行います。

また、併せて介護事業所に対し、同システム活用などのICTの普及促進を行います。

(9) 介護保険調査研究委員会の開催

介護保険関連業務を円滑に運営するため、保険者ニーズに対応した共同事業と保険者事務の合理化、効率化を図るために調査研究を行います。

(10) 各種研修会の開催

- ①介護保険事務担当者研修会
- ②介護サービス苦情処理担当者研修会
- ③介護給付適正化担当者研修会
- ④障害者総合支援給付等事業関係業務に関する事項
- ⑤各種支払支援処理
- ⑥訪問調査委託料支払処理
- ⑦地域生活支援事業審査支払業務
- ⑧その他市町が必要とするもので連合会が認めた資料の作成処理
- ⑨障害者総合支援給付等の審査および支払に関する事務
- ⑩障害者総合支援給付等の審査および支払に関する事務
- ⑪障害者総合支援給付等の審査および支払に関する事務
- ⑫障害福祉サービスデータベースへのデータ連携業務
- ⑬障害者総合支援事務担当者研修会の開催
- ⑭障害者総合支援事務担当者研修会の開催
- ⑮障害者総合支援事務担当者等の研修協議に関する事項

(2) 障害者総合支援法関係業務等

市町共同処理業務等の審査支払、基準該当事業者の特例介護給付費設給付費の審査支払

③指定知的障害児施設等の障害児施設給付費の審査支払

④指定知的障害児施設等の障害児施設給付費の審査支払

②障害介護給付費および障害児施設給付費の審査支払

③基準該当事業者の特例介護給付費の審査支払

④指定知的障害児施設等の障害児施設給付費の審査支払

11 広報活動に関する事項

- (1) 機関誌「滋賀の国保」を年4回発行
- (2) 「国保新聞」の配布（毎月3回）および拡張

- (3) 「国保情報」による情報提供（毎週1回）
- (4) 被保険者用パンフレット「わたしたちの健康をささえる滋賀県の国保」の発行
- (5) 医療費通知を活用した広報
- (6) ホームページを活用した広報・情報提供

13 地域医療の確保に関する事項

- ①滋賀県国民健康保険診療施設協議会の運営および事業に対する支援
- ②第55回滋賀県国保地域医療学会の開催
- ③国保直診セミナーの開催
- ④病院事務長会議の開催
- ⑤第63回全国国保地域医療学会（福井県開催）への参加

14 市町国保運営協議会の振興に関する事項

- ①滋賀県市町国保運営協議会連絡会の事務局を担い、国保運営協議会会长・委員研修会を開催します。
- ②滋賀県市町国保運営協議会連絡会の事務局を担い、国保運営協議会会长・委員研修会を開催します。
- ③滋賀県医療費適正化計画（策定または変更）にかかる協議と同計画の実施についての滋賀県への協力、滋賀県保健医療計画（策定または変更）に当たっての意見提出等を行います。

は変更）に当たっての意見提出等を行います。

12 滋賀県保険者協議会に関する事項

- ①滋賀県との共同事務局として、滋賀県内の医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項に規定する保険者および滋賀県後期高齢者医療広域連合）の加入者にかかる健康づくりを推進します。
- ②また、保険者間で問題意識を共有し、それに基づく取組の推進等を行います。

- ③さらに、滋賀県医療費適正化計画（策定または変更）にかかる協議と同計画の実施についての滋賀県への協力、滋賀県保健医療計画（策定または変更）に当たっての意見提出等を行います。

15 国保事務担当者等の研修協議に関する事項

- ①国保事務担当者等の研修協議等、各保険者における国保事業の円滑な推進に資するため次のことを行います。
- ②障害者総合支援の制度の全体概要、各種台帳情報の整備方法、給付費の支給量の管理
- ③障害者総合支援の制度の全体概要、各種台帳情報の整備方法、給付費の支給量の管理

令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会会計別歳入歳出予算の概要

(単位:千円)

会計区分		歳入	歳出
一般会計		337,291	337,291
診療報酬審査支払特別会計	業務勘定	1,454,061	1,454,061
	国民健康保険診療報酬支払勘定	94,651,712	94,651,712
	公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	2,341,288	2,341,288
	福祉医療費支払勘定	3,854,135	3,854,135
	出産育児一時金等に関する支払勘定	482,404	482,404
	抗体検査等費用に関する支払勘定	104,995	104,995
職員退職給与金特別会計		40,216	40,216
介護保険事業関係特別会計	業務勘定	1,302,033	1,302,033
	介護給付費等支払勘定	111,273,413	111,273,413
	公費負担医療等に関する報酬等支払勘定	545,409	545,409
障害者等特別会計	業務勘定	129,552	129,552
	障害介護給付費支払勘定	34,071,407	34,071,407
	障害児給付費支払勘定	7,284,057	7,284,057
第三者行為損害賠償金特別会計		360,002	360,002
後期高齢者医療事業特別会計	業務勘定	783,900	783,900
	後期高齢者医療診療報酬支払勘定	175,825,923	175,825,923
	公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	978,486	978,486
保健指導等事業特別会計	業務勘定	44,971	44,971
	特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定	782,660	782,660
	後期高齢者健診等費用支払勘定	205,808	205,808